

「令和 8 年度 区立施設等の再エネ電力の調達（単価契約）」にかかる
オークション実施要領

「練馬区再生可能エネルギー電力等の調達に係る環境配慮方針」に基づき、清掃工場の電力を利用している施設と指定管理施設を除く区立施設等へ、再生可能エネルギー電力を調達する。

事業者は、株式会社エナードバンクの提供するオークションサービス「エネオク」を活用し、競り下げによるオークションで選定する。

1 実施概要

- (1) 件名 グループ1：区立施設等の特別高圧電力および高圧電力の調達（令和8年度需給分）（単価契約）
 グループ2：区立施設等の低圧電力の調達（令和8年度需給分）（単価契約）

- (2) 需給期間 令和8年4月1日0:00から令和9年3月31日24:00まで

- (3) 需要場所等 オークションはグループごとに実施する。
- 「仕様書別紙 1 提案金額算出資料」は、「2 (2) 参加資格」を満たす者に、資格審査結果とともに提供する。

グループ	需要場所	種別	契約電力合計 (参考)	年間電力使用量 合計 (参考)
グループ 1	区役所練馬庁舎ほか124施設 ※予備線を含む施設あり	特別高圧 高圧	1,736kW 15,030kW	5,176,405kWh 25,524,275kWh
グループ 2	早宮区民事務所ほか114施設 (221契約)	低圧	1,776kW 2,591kVA 490A	1,462,905kWh 2,382,330kWh 31,609kWh

- (4) 供給条件 別紙 仕様書(案)のとおり

- (5) 予定価格 非公表

- (6) スケジュール等

項目	日時・期間	備考
公告・参加申請受付	令和7年10月28日（火）午前9時～ 令和7年11月27日（木）午後5時	参加を希望する者は、「2 参加条件」および「3 提出書類および参加申請方法」を確認し、申請を行うこと。

		<u>「エネオク」の利用には登録が必要となる。未登録者は公告終了日までに登録を完了すること。</u>
質問受付	令和7年10月28日（火）午前9時～ 令和7年11月10日（月）午後5時	メール本文に質問内容を簡潔に記載し、㈱エナードバンクあてに送付すること。
質問回答	令和7年11月17日（月）※予定	質問受付終了後、区のホームページおよび「エネオク」の練馬区電力調達関連ページにおいて、一括して回答する。
資格審査 結果通知	令和7年12月1日（月）	㈱エナードバンクが下記「3（1）提出書類」に基づき審査を行い、審査結果をメールにて通知する。なお、「2（2）参加資格」を満たす者に限り、各需要場所の契約電力および各月の電力使用実績量等、提案金額算出に必要な情報を合わせて提供する。
オークション実施	令和7年12月2日（火）正午～ 令和7年12月22日（月）午後3時 ※令和7年12月15日（月）17時まで に応札が0または1者である場合は、 令和7年12月16日（火）17時をもって オークションを終了する。	令和7年12月15日（月）までに応札があった事業者に限り、以降の応札を可能とする。 ※オークション終了期限30分以内に応札があった場合は、30分ごとに自動延長されるため、これを考慮して参加すること。

2 参加条件

（1） 重要事項

- ① オークション参加者は、談合など、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② オークション参加資格のない者の応札、オークション参加に関する条件に違反した者の応札は無効とする。落札決定後において、落札者の談合その他不正行為が判明した場合、当該事業者は失格とし、損害賠償を請求するほか、指名停止等の措置を行うことがある。
- ③ オークションにおいて、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、当該オークションを中止し、または延期する場合がある。その場合、改めて契約候補者を選定する。
- ④ 重大かつ明白な誤入札等があった場合は、㈱エナードバンクとの協議のうえ、当該入札を行った事業者を失格とする。その場合であってもオークション自体は継続とする。

（2） 参加資格

参加申請時において、つぎの条件をすべて満たすこと。

- ① ㈱東京商工リサーチの「評点×リスクスコア」が、下表の「非常に優良」、「優良」、「通常」、「やや注意」のいずれかに該当していること。

		リスクスコア										
		1-5	6-10	11-20	21-30	31-40	41-50	51-60	61-70	71-80	81-90	91-100
評点	90-100											
	80-89					通常			優良		非常に優良	
	70-79											
	60-69											
	50-59											
	40-49				やや注意							
	30-39											
	20-29	要警戒	注意									
	10-19											
	0-9											

※「評点」および「リスクスコア」は、原則として令和7年9月末時点のものを基準とする。ただし、令和7年10月以降にエネオクに新規登録した事業者の評点等は、その登録後に㈱エナーバンクが確認した最新のものを基準とする。また、参加申請者からの自己申告等は不要とする。

- ② つぎの条件をすべて満たす電気需給契約実績があること。なお、契約の相手方は、官公庁・民間企業を問わない。

ア 再エネ100%電力の契約であること。

イ 履行期間が1年以上の案件で、令和2年10月1日以降に契約締結され、令和7年9月30日までに履行を完了していること。ただし、該当案件の契約期間が1年間を超え、令和7年9月30日までに履行完了していない場合は、令和7年9月30日時点で、履行開始日から1年以上経過していること。

(3) 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件に参加できない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- ③ 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- ④ 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑤ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

3 提出書類および参加申請方法

参加を希望する者は、以下の内容で参加申請を行うこと。本件は、グループ1のみ、グループ2のみ、または両グループへの参加も可能とする。

(1) 提出書類

ア オークション参加申請書（様式1）

イ 2（2）参加資格②の条件を満たすことがわかる資料

※契約1件分の契約書表紙や仕様書などの写しとし、資料が膨大である場合は、該当箇所を抽出して提出すること。

(2) 提出方法等

上記（1）アおよびイを、㈱エナーバンクあてにメールで提出すること。郵送や持参での提出は受け付けない。

また、受付終了時刻までに必要書類の到着を確認できなかった場合や、㈱エナーバンクではなく練馬区に提出した場合は、参加申請は無効とする。

4 料金体系および提案金額

4-1 グループ1（特別高圧・高圧）

(1) 許容する料金体系

ア 単価固定契約

イ 単価変動（市場連動）契約

(2) 提案金額算出方法

ア 単価固定契約

(ア) 環境価値単価は、各社任意で設定可能。ただし、設定する場合は固定単価とする。

(イ) 燃料費等調整額は、各社任意で設定可能。ただし、設定する場合は以下に留意すること。

a 需要場所を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は、指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。

b 供給者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は、指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。また、算定諸元は公表されていることとし、算定諸元を提出すること。なお、算定諸元に記載された各数値について契約期間内は変更がないものとする。

c 予備線基本料金は、需要場所を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件による予備線基本料金を上限とする。

d 各単価には、容量拠出金の負担額、消費税および地方消費税を含むこと。

e 本オークションにおいて、離島ユニバーサルサービス単価、再エネ賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

イ 単価変動（市場連動）契約

(ア) 損失率は、需要場所を管轄する一般送配電事業者が定める数値または0とする。

- (イ) 託送料金単価は、需要場所を管轄する一般送配電事業者が定める数値または0とする。
- (ウ) スポット取引手数料は、各社任意で設定可能。ただし、設定する場合は固定単価とする。
- (エ) 小売手数料は、各社任意で設定可能。ただし、設定する場合は固定単価とする。
- (オ) 環境価値単価は、各社任意で設定可能。ただし、設定する場合は固定単価とする。
- (カ) 燃料費等調整額は、各社任意で設定可能。ただし、設定する場合は以下に留意すること。
 - A 需要場所を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は、指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。
 - B 供給者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は、本オークションにおいて指定する貿易統計、30分ごとのJEPXエリアプライス実績、各需要場所の同日同時刻帯の30分使用量実績を使用して当該月の燃料費等調整額を算出すること。また、算定諸元は公表されていることとし、算定諸元を提出すること。なお、算定諸元に記載された各数値について契約期間内は変更がないものとする。
- (キ) 予備線基本料金は、需要場所を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件による予備線基本料金を上限とする。
- (ク) 各単価には、容量抛出金の負担額、消費税および地方消費税を含むこと。
- (ケ) 本オークションにおいて、離島ユニバーサルサービス単価、再エネ賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

4-2 グループ2（低圧）

（1） 許容する料金体系 単価固定契約

（2） 提案金額算出方法

- (ア) 環境価値単価は、各社任意で設定可能。ただし、設定する場合は固定単価とする。
- (イ) 燃料費等調整額は、各社任意で設定可能。ただし、設定する場合は以下に留意すること。
 - A 需要場所を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は、指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。
 - B 供給者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は、指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。また、算定諸元は公表されていることとし、算定諸元を提出すること。なお、算定諸元に記載された各数値について契約期間内は変更がないものとする。
- (ウ) 各単価には、容量抛出金の負担額、消費税および地方消費税を含むこと。
- (エ) 本オークションにおいて、離島ユニバーサルサービス単価、再エネ賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

5 落札後の留意事項

- (1) 落札者が、練馬区の東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札参加資格を取得していない場合は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、「営業種目：ライフライン」・「申請先自治体：練馬区」の入札参加資格を令和8年3月31日までに取得すること。取得には時間を要するため、入札参加資格取得を申請したことがわかる書類を令和8年2月27日（金）までに、取得が完了したことがわかる書類を資格取得後速やかに、それぞれ区へ提出すること。やむを得ず各期限を過ぎる場合は、区と協議すること。
- (2) 落札者は、「2（3）欠格条項④」に該当しないことを示すため、「納税証明書」を速やかに区へ提出すること。
- (3) 落札者が、落札後に本件の契約を辞退した場合、または契約締結前までに下記アからウのいずれかに該当することが判明した場合は、当該事業者を失格とし、新たな契約候補者の選定を行う。なお、失格となった事業者については、損害賠償を請求するほか、指名停止等の措置を行うことがある。
 - ア 「2（3）欠格条項」に該当することが判明し、契約締結予定日までにその状態を解消することが困難である場合
 - イ 虚偽の参加申請または価格等で応札を行ったことが判明した場合
 - ウ その他不正行為等、信頼を失墜する行為が判明した場合

6 その他事項

- (1) 質問回答に対する再質問は受け付けない。また、オークション実施期間中に質問回答は行わない。
- (2) 本件業者選定情報（資格審査に用いた書類を含む。）は、(株)エナードバンクを通じて区にも提供されるものである。これらは「練馬区情報公開条例」（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するため、情報公開に際しては、当該条例に基づき取り扱うものとする。
- (3) 本件は、区の「練馬区電気需給契約書」に基づいて契約する。
- (4) 「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」、「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」、「練馬区情報公開条例」等は、区のホームページで確認すること。
- (5) オークション参加に必要な一切の費用は申請者の負担とする。
- (6) 本件業者選定情報（資格審査に用いた書類を含む。）は、区の所定の保存年限経過後（本件契約の履行完了後3年後の年度末）に廃棄する。
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

7 発注元

練馬区環境部環境課事業推進係 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎18階

※不明点などはすべて下記の(株)エナードバンクあてに問い合わせること。

8 参加申請書類等提出先および問い合わせ先

株式会社エナードバンク 自治体チーム

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-1-17 丹生ビル 2F

電 話：03-6868-8463

メール：support_02@enerbank.jp

※受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日を除く）

練馬区再生可能エネルギー電力等の調達に係る環境配慮方針

平成24年2月6日
23練環環第979号制定
令和6年11月1日
6練環環第1722号全部改正

(目的)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項の規定に定める方針として、練馬区が安定性および経済性に配慮した再生可能エネルギー電力等の調達を行うために必要な事項を定め、練馬区における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、つぎに掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再エネ電力 再生可能エネルギー電力（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第1項に規定する再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気）または実質再生可能エネルギー電力（特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達により発行される非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定する非化石証書をいう。）等の購入により、環境価値が付与された電力）が100%の環境に配慮した電力をいう。
- (2) 低炭素電力 東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営する清掃工場で、ごみ焼却時の排熱の有効活用により発電された環境に配慮した電力をいう。

(調達方法)

第3条 再エネ電力は、民間事業者が提供する電力リバースオークションサービスの活用により調達することを原則とする。

(対象施設)

第4条 再エネ電力を調達する施設は、全区立施設（指定管理施設を含む。）とする。ただし、つぎのいずれかに該当する施設については対象外とする。

- (1) 低炭素電力を調達する施設
- (2) 改修工事などの理由により、使用状況等に配慮する必要がある施設
- (3) その他の事由により、再エネ電力の調達が困難である施設

(方針の見直し)

第5条 この方針は、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(その他)

第6条 この方針により定めるもののほか、電力調達について必要な事項は別に定める。

付 則

この方針は、令和6年11月1日から施行する。